

平成 29 年第 4 回紀の川市議会定例会 第 6 日

平成 30 年 1 月 19 日（金曜日） 開 議 午前 9 時 28 分
閉 会 午前 10 時 24 分

◎議事日程（第 6 号）

- 日程第 1 議案第 1 1 1 号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 1 1 2 号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 3 号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 1 4 号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 1 7 号 紀の川市農村地域工業等導入地区における市税の特別措置に関する条例の廃止について
- 議案第 1 4 6 号 土地の処分について
- 日程第 2 議案第 1 1 0 号 紀の川市広げようこころの輪手話言語条例の制定について
- 議案第 1 1 6 号 紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正について
- 議案第 1 2 0 号 平成 29 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 2 1 号 平成 29 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 2 4 号 平成 29 年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 2 5 号 平成 29 年度紀の川市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 2 6 号 平成 29 年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 議案第 1 1 5 号 紀の川市農林事業分担金徴収条例の一部改正について
- 議案第 1 1 9 号 平成 29 年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 2 2 号 平成 29 年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算

（第2号）について

議案第123号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第127号 紀の川市道路線の廃止について

議案第128号 紀の川市道路線の廃止について

議案第129号 紀の川市道路線の認定について

議案第130号 紀の川市道路線の認定について

議案第131号 紀の川市道路線の認定について

議案第132号 紀の川市道路線の認定について

議案第133号 紀の川市道路線の認定について

議案第134号 紀の川市道路線の認定について

日程第4 議案第118号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について

日程第5 委員会提出議案第3号 道路整備事業に係る補助率等の特別措置の継続及び道路

整備予算の確保を求める意見書

日程第6 議員派遣の件について

日程第7 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第6号）のとおり

○出席議員（22名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順治	8番 並 松 八重	9番 中 村 まき
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之
13番 高 田 英亮	14番 川 原 一泰	15番 森 田 幾久
16番 村 垣 正造	17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 室 谷 伊則
22番 坂 本 康隆		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長 中 村 慎 司 副市長 林 信 良

市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	金岡哲弘	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	尾上之生	地域振興部長	吉川博造
保健福祉部長	上村敏治	農林商工部長	神徳政幸
建設部長	前田泰宏	会計管理者	浅野徳彦
水道部長	溝上卓史	農業委員会事務局長	中野朋哉
教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治

○議会事務局職員

事務局長	榎本守	事務局次長	柏木健司
議事調査課主幹	片山享慈	議事調査課課長補佐	岩本充晃

（開議 午前 9時28分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

開会に先立ち、議会広報用に議会の風景を撮影させていただきますので、本日、御了承をお願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回紀の川市議会定例会6日目の会議を開きます。

本日、議場内での手話通訳を行っております。発言については明確に発言されますようお願い申し上げます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日の委員長報告ですが、まず日程第1から日程第3では、各常任委員会に審査を付託していた案件のうち議案第118号以外の案件について、各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する質疑の後、議案に対しての討論、採決を行います。

次に、日程第4では、分割付託していた議案第118号について、再度、各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、各委員長の報告に対する一括質疑の後、議案に対しての討論、採決を行いますので御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議案第111号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について から
議案第146号 土地の処分について まで

○議長（坂本康隆君） それでは、まず日程1、議案第111号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、議案第146号 土地の処分についてまでの6議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案につきましては、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、総務文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（登壇） それでは、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会は、去る12月26日の本議会で付託されました議案5件につきましては、1月9日に本庁舎6階委員会室1において、1月16日の本会議で付託されました議案第146号につきましては、同日16日に本庁舎6階委員会室1において全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。審査の結果、本委員会に付託された議案6件につい

ては、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における各委員会の質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第111号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、この改正で支所の所管区域が追加されているが、所管区域が追加したことにどういう意味があるのかとただしたのに対し、地方自治法の規定に基づき支所の所轄区域を明確にするためとの答弁でした。

また、第4条にかかわることで、工業用水道事業だけでなく上水道事業も、今回まとめて提出しなかったのかとただしたのに対し、上水道事業については簡易水道事業と飲料水供給施設事業の統合を3月に行うので、3月に合わせて提案するとの答弁でした。

議案第112号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、職員、市長、副市長、教育長、議員の給与や報酬の改定がされるということで、これによる影響額はどれぐらいになるのかとただしたのに対し、職員分として約2,500万円、特別職（市長・副市長・教育長）で約15万円、議員に係る影響額は約90万円との答弁でした。

議案第113号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正については、今回の改正によって変わるところは何かとただしたのに対し、国が定める企業立地促進法が改正され、今までは主に製造業を対象とした支援措置であったが、観光・航空機部品など地域特性を生かした成長性の高い、新たな分野に挑戦する地域未来投資の実現を期待した産業を増設することが盛り込まれた内容との答弁でした。

議案第117号 紀の川市農村地域工業等導入地区における市税の特別措置に関する条例の廃止については、この条例を廃止することでの影響はとただしたのに対し、この特別措置を廃止することによって、固定資産税がふえることにはなりますが、その部分の企業立地助成金が上がることになり、企業立地推進の観点には支障がないとの答弁でした。

議案第146号 土地の処分については、北勢田工業団地2号地・3号地について、販売予定価格での物納か、時価での物納かとただしたのに対し、販売予定価格ではなく時価での物納との答弁でした。

また、事業者への販売について同じ割合で値引きしているのかとただしたのに対し、各事業者との交渉していく中で、基本的な価格のラインは大筋平等にさせていただいており、立地条件等において若干の差はあるが、事業所に説明のつくような形で販売交渉を行っているとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております6議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第111号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第112号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第113号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第113号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第114号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第117号 紀の川市農村地域工業等導入地区における市税の特別措置に関する条例の廃止について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第146号 土地の処分について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第146号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第110号 紀の川市広げようこころの輪手話言語条例の制定について から

議案第126号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、議案第110号 紀の川市広げようこころの輪手話言語条例の制定についてから、議案第126号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの7議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案につきましては、過日の本会議において厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、厚生常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

17番 堂脇光弘君。

○17番（堂脇光弘君）（登壇） おはようございます。

それでは、厚生常任委員会における審査の経過及び結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る平成29年12月26日の本会議で付託されました議案7件について、平成30年1月10日、本庁6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。

慎重審議の結果、全ての議案について、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

議案第110号 紀の川市広げようこころの輪手話言語条例の制定については、この条例制定に至った経緯をただしたのに対し、平成18年に国際連合で採択された障害者の権利に関する条約が発効され、その中で、手話は言語であるという位置づけであると明記された。その後、平成23年に障害者基本法の改正により、手話は言語に含まれると規定

されたことから、本市においても広く周知していくため、また、関係施策をさらに発展させていくために制定したとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております7議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第110号 紀の川市広げようこころの輪手話言語条例の制定について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第116号 紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第120号 平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第121号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第124号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第125号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第125号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第126号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第126号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第115号 紀の川市農林事業分担金徴収条例の一部改正について
から

議案第134号 紀の川市道路線の認定について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、議案第115号 紀の川市農林事業分担金徴収条例の一部改正についてから、議案第134号 紀の川市道路線の認定についてまでの12議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案につきましては、過日の本会議において、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しております。産業建設常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案は、議案第115号、第119号、第122号及び123号、第127号から134号の計12議案であります。

委員会は、去る1月11日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、付託された案件について当局から説明を受けた後、審査を行いました。

審査の結果、当委員会に付託されました12議案については、全て全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第127号 紀の川市道路線の廃止についてから、議案第134号 紀の川市道路線の認定についてに関し、市道への認定基準をただしたのに対し、紀の川市市道認定に関する規則に基づいて認定しているとの答弁に、新規の道は4メートル以上という解釈でいいのか、また、小規模開発で行きどまりは認定しなかったと思うがとさらにただしたのに対し、4メートル以上あれば市道認定していく。また、行きどまりについては、以前は確かに旧町も含めてそれぞれ考え方もあった。しかし、新たに開発される道路は、最低で4メートル以上、ほとんどが6メートルで開発されている。市民目線に立てば、市道に認定しておけば老朽化した際、市で100%補修できるので、安心して住んでもらうということで、開発については市道認定しているとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております12議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第115号 紀の川市農林事業分担金徴収条例の一部改正について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第119号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第122号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第123号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第127号及び議案第128号 紀の川市道路線の廃止についての2議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第127号及び議案第128号の2議案については、委員長の報告は可決とするものであります。

本2議案については、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第127号及び議案第128号の2議案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第129号から議案第134号 紀の川市道路線の認定についての6議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第129号から議案第134号までの6議案については、委員長の報告は可決とするものであります。

本6議案については、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第129号から議案第134号までの6議案については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第118号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第4、議案第118号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案につきましては、過日の本会議においてそれぞれ所管の各常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、各委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第118号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました、議案第118号のうち、所管部分について当局から説明を受けた後、審査を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

2款、1項、6目、財産管理費のうち庁舎管理事業では、組織機構改革に伴う経費を予算措置するというところで、具体的にどういうものを施設・器具修繕料、庁用器具購入費で計上しているのかとただしたのに対し、施設・器具修繕料では、サインの位置変更、表示内容の変更が主だったもので、ほかに電話の内線調整、電源の位置調整等を計上し、庁用器具購入費では、レイアウトの変更により必要と見込まれる書棚、椅子等を計上しているとの答弁でした。

次に、9款、1項、4目、消防施設費のうち消防施設整備事業では、排水ポンプ車を格納するための整備を、なぜ今、予算化したのかとただしたのに対し、3月末をもってJA

地下の駐車場を契約継続しないということを受けて、資機材等を格納する場所の確保のため、3月末までで完成予定との答弁でした。

また、地方債940万円の計上について、交付税算入があるのかとただしたのに対し、事業費の100%の充当率で70%の交付で算入があるとの答弁でした。

次に、歳入では、20款、5項、1目、雑入の一部事務組合負担金前年度精算金500万9,000円の内容をただしたのに対し、五色台広域施設組合の28年度決算に伴う精算金として歳入したものとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

17番 堂脇光弘君。

○17番（堂脇光弘君）（登壇） それでは、当委員会に付託されました議案第118号平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過並びに結果について御報告いたします。

審査の日時、場所については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました、議案第118号うち、所管部分について審査を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

まず、3款、2項、6目、児童福祉施設費、私立保育園運営事業で、公定価格加算率の増加と処遇改善等を加算の一部新設に伴うものとの説明であったが、いつ決まって、いつから適用されるのかとただしたのに対し、決定については年度明け以降、適用については4月にさかのぼって算定するとの答弁でした。

次に、4款、2項、2目、じんかい処理費、一般廃棄物処理解体事業で、入札不調の理由についてただしたのに対し、入札の業者が1社で不調となり、再度入札を行ったが、また1社ということになり、適正と判断して、現在、契約をしているとの答弁でした。

さらに、工事請負費減額の理由をただしたのに対し、入札不調に伴う工事着手のおくれにより、事業が30年度にずれ込んだため、29年度の工事費が減額となったとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第118号 紀の川市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました、議案第118号うち、所管部分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

8款、8項、4目、都市公園整備事業費のうち都市公園整備事業について、駐車場の台数をただしたのに対し、普通車50台、うち2台が障害者用、大型バス8台が駐車できるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 以上で、各常任委員会の審査報告が終了いたしました。

これより、ただいまの各委員長の報告に対し、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

議案第118号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）については、各委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、各委員長の報告のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 委員会提出議案第3号 道路整備事業に係る補助率等の特別措置の継続及び道路整備予算の確保を求める意見書

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第5、委員会提出議案第3号 道路整備事業に係る補助率等の特別措置の継続及び道路整備予算の確保を求める意見書についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（登壇） ただいま議題となっております、委員会提出議案第3号 道路整備事業に係る補助率等の特別措置の継続及び道路整備予算の確保を求める意見書の提案理由を説明いたします。

提出者は、産業建設常任委員会委員長、私、中尾太久也でございます。

本議案は、産業建設常任委員会として全会一致で提案することと決しましたので、委員会提出議案として提案しています。

現在、国において、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基

づき、市町村道路整備等に充てる社会資本整備総合交付金の補助率は、通常50%を、平成20年度から平成29年度までの10年間は55%にかさ上げされています。

しかしながら、この措置が平成29年度末をもって期限切れとなっていることを踏まえれば、地方創生に全力で取り組んでいる本市にとって、平成30年度以降、財政負担が増加し、現在整備中の本庁舎前の市道上野庁舎前線や市道東国分赤尾線、また、貴志駅前の市道中93号線等の改良事業や、今後ふえ続く長寿命化修繕による橋梁補修、道路メンテナンス事業など、多くの事業で遅延を招くこととなります。

よって、その影響は、当市を初め地方自治体にとっては死活問題であるため、意見書記載の2項目について取り組むことを強く求めるために別紙のとおり、道整備事業に係る補助率等の特別措置の継続及び道路整備予算の確保を求める意見書を、会議規則第14条第2項の規定により提出するものです。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、地方創生担当大臣、衆議院議長、参議院議長です。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

ただいま議題となっております委員会提出議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに、質疑、討論、採決を行います。

それでは、委員会提出議案第3号について、質疑、討論、採決を行います。委員会提出議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。委員会提出議案第3号について討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第3号 道路整備事業に係る補助率等の特別措置の継続及び道路整備予算の確保を求める意見書については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議員派遣の件について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。

日程第7 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第7、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたします。

それでは、市長から、閉会に当たって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 平成29年第4回定例会最終日ということで、一言御挨拶申し上げます。

12月11日開会、本日19日までの40日間にわたり、お正月を挟んでの12月議会、大変御苦労さんでございました。

上程させていただきました案件につきましては、各委員会、また慎重審議をいただき、全て承認を賜りありがとうございました。この上は、予算を慎重に、年度末に向けて対応してまいりたいと、そう思っております。

ここ二、三日は暖かい日が続いておりますけれども、また来週からは大変寒くなるようであります。インフルエンザも小学校、中学校等で大変流行しているところがございます。十分、体調に注意され、今後とも議員活動に精励されますことをよろしくお願い申し上げます。

げ、閉会に当たっての御挨拶といたします。

御苦労さんでございました。

○議長（坂本康隆君） それでは、平成29年第4回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る12月11日に開会し、本日まで40日間の長期間にわたり、慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

一般選挙後初めての議会でしたが、議員各位の御協力により、新しい議会を発足させ、おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

これから4年間、地方議会の使命、役割を忘れることなく、紀の川市発展のため、地域における多様なニーズをくみ上げ、さまざまな議論を重ね、市民の負託に答えてまいりたいと思います。

議員各位におかれましては、寒さ厳しい折、体調に気をつけて議員活動に精励されますことを祈念して、私からの閉会の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして、平成29年12月11日召集の平成29年第4回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（閉会 午前10時24分）